

概要

IFRS が情報サービス産業にもたらすインパクト ～情報サービス産業における IFRS 影響度に関する調査研究

はじめに

平成 22 年度企画委員会財務税制部会では、平成 21 年 6 月、企業会計審議会より「我が国の国際会計基準に関する取扱いについて」(以下、中間報告)が公表され、強制適用について平成 24 年を目途に判断することとし、強制適用する場合には平成 27 年又は平成 28 年に開始するとしたスケジュールが示されたことから、上場会社等では IFRS への対応の準備を進める必要が生じた。

平成 21 年 12 月には、IFRS の任意適用を認めた、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等が公布・施行され、昨年 5 月には、我が国で初めて IFRS 適用して決算短信及び有価証券報告書を提出した上場会社も現れている。

そこで、財務税制部会では、IFRS 対応を図るにあたっての実務上の参考に資することを目的として、情報サービス産業において IFRS を適用した場合の日本基準との差異から生じる影響に関する調査研究を実施した。

1. 情報サービス産業における IFRS 対応の必要性

我が国の情報システム構築・運用を手掛ける情報サービス産業の業界団体が他に先駆けて IFRS への対応の取り組みを進める必要性としては、大きくビジネス面と経営管理面の 2 つを挙げることができる。

(1) ビジネスへの適用

JISA では、業界を巡る環境変化への適用を図るために「構造改革に向けたアクションプラン <http://www.jisa.or.jp/report/2008/20-J013.pdf>」を推進している。この中で環境変化要因として IFRS も挙げられており、当産業のビジネスにおいて受託開発型からサービス提供型へ、国内産業から国際産業化へ等のパラダイムシフトが生じつつあるなかで提案型ビジネスの展開を指向するなど戦略的な適応を図る必要があるとしていること。

上場会社等の情報システム構築・運用の担い手としての産業の立場では、情報システムのユーザから IFRS ベースの情報システム構築・改修の依頼があった場合に備えて、自社が IFRS を適用するか否かにかかわらず、その内容を理解しておく必要があること。

(2) 経営管理への適用

当産業固有の事情ではないが、上述の中間報告で示された平成 24 年の時点で IFRS が仮に強制適用となった場合に、その時点からでは実務対応を図ることが困難となる恐れがあり、その備えが必要であること。

ただし、その備えのあり方については、情報サービス会社の立場により異なる。

上場会社、非上場の有価証券届出書・有価証券報告書提出会社
上場企業の子会社・関連会社

・ 以外の会社法上の大会社、中小会社等

すなわち、 は中間報告によれば制度上の対応が必須となる可能性が高いが、 も親会社からのリクエストの内容によってはIFRSに基づく会計処理がもとめられる場合がある。また、 については、IFRSの適用対象とは考えられないが、ビジネス面では上述のとおり、情報サービス産業は協同して受託開発プロジェクトを遂行する上でIFRSの理解が必要となる場合がある。

また、いずれの立場であっても、日本基準のIFRSへのコンバージェンスが進められている通り、経営管理上は、中小零細を除き、IFRSを先取りして理解しておくことが望ましいといえる。

2. 本調査研究の企画趣旨と特徴

本調査研究は、次の課題認識に基づいて企画した。

- (1) IFRSは、インターネット社会の進展や新興国の台頭など情報サービス企業の経営環境が大きく変わるなかで対応すべき課題として存在している。そこで、当業界の経営者が自ら自社でのIFRS対応のあり方を考えるきっかけとして活用し得るものがあるか。
- (2) 情報サービス産業におけるIFRSの対応は、直接的には経理上の課題であるが、広くみると、ビジネスとしての取組と自社内の経営管理上の取組がある。したがって、IFRSによる影響については、ビジネス、経営管理、業務プロセス、情報システム、会計処理の観点から多角的な整理が必要ではないか。
- (3) IFRSは平成17年よりEUでは域内の上場企業に適用が開始されており、EU加盟国では既にIFRSの適用に関する実務対応上の経験が上がっているとみられる。EU加盟国の情報サービス企業のIFRS対応の取組は、同業を営む我が国の情報サービス企業の実務上の参考になるのではないか。

上記の課題認識は、本報告書で次の成果として結実しているので該当頁を参照されたい。上記(1)については、「 . エグゼクティブ・サマリー～情報サービス産業からみたIFRSの影響」及び「 . 論点別影響度ヒートマップ」が該当する。同じく(2)については、「 . 影響サマリー表」及び「 . 個別論点解説」が該当する。また、(3)については、「 . 欧州開示事例集」が該当する。以下、個別論点解説以外の概要を紹介する。

エグゼクティブサマリ

報告書の「 . 情報サービス産業からみたIFRSの影響」は、エグゼクティブサマリと位置づけて、当産業の経営者が理解しておくべきIFRSがビジネスと経営に与える影響を解説している。

1. IFRS が情報サービス業界のビジネスに与えるインパクト

IFRS 導入がビジネスに与える影響

- ・システム開発会社にとっての IFRS
- ・IFRS 導入がユーザ企業グループのシステムに与える影響
- ・企業グループ内での経理処理の統一
- ・経営管理面からの考察

具体的な会計処理がビジネスに与える影響

- ・データセンター、ASP 事業、クラウドサービス等に影響があると考えられる事項
- ・1契約 300 万円以下の情報機器類のリース、レンタル契約の情報機器類

2. 財務諸表発行者として情報サービス企業に与えるインパクト

IFRS が企業経営に及ぼす潜在的な影響

- ・原則主義
- ・連結財務諸表
- ・資産・負債アプローチ
- ・セグメント情報

IFRS を巡る日本の状況

IFRS への移行準備にあたっての留意事項

論点別影響度ヒートマップ

報告書第 2 章の「論点別影響度ヒートマップ」も、上述の趣旨に則って主に経営者の利用を想定し、IFRS の影響度を視覚的に捉えることを狙ってカラーで 3 段階に整理した。

【IFRS上の主な項目】

	[Heat Map Items]	会計処理に与える影響	業務プロセスに与える影響	システムに与える影響	ビジネスに与える影響又は経営管理に与える影響
1 連結・持分法	→				
2 企業結合・のれん	→				
3 収益認識	→	1 収益認識	High	High	High
4 工事契約	→	2 棚卸資産	Low	Medium	Low
5 棚卸資産	→	3 有形固定資産	Medium	High	Medium
6 有形固定資産	→	4 無形資産	Medium	Medium	Medium
7 無形資産	→	5 リース	High	High	Medium
8 リース	→	6 資産の減損	High	Medium	High
9 資産の減損	→	7 従業員給付	High	High	Low
10 従業員給付	→	8 引当金	Low	Low	Low
11 引当金	→	9 政府補助金	Low	Low	Low
12 政府補助金	→	10 JV	Low	Low	Low
13 JV	→				
14 金融商品	→				
15 株式報酬	→				
16 投資不動産	→				
17 法人所得税	→				
18 外貨関連事項	→				

High	影響度高い
Medium	影響度中程度
Low	影響度小さい

凡例
 —→ 本報告書において対象とした論点
 -----> 業界特有の論点がないため、本報告書に含まれていない論点

影響サマリー表

報告書第3章の「影響サマリー表」は、これに続く第4章の個別論点解説で取り上げる論点を一覧形式で見やすくまとめると共に、ヒートマップと同じく影響度がわかるように3段階のカラーで表示している。

【影響サマリー表 (一部抜粋イメージ)】 項目(IFRS 基準)の影響度によって色が異なる

項目	論点	日本基準	IFRS	影響			
				会計処理に与える影響	業務プロセスに与える影響	システムに与える影響	ビジネスに与える影響 又は 経営管理に与える影響
1 収益認識	ED 顧客との契約から生じる収益 (収益認識)						
売上高/ 売上原価	契約の識別	収益認識に 関して詳細な 規定はない。	収益認識モデル は個別契約に適 用されるが、複 数の契約を結合 又は単一の契約 を分割する必要 が生じる場合が ある (ED第12項 ~ 第16項)。	法的な契約単位と会計上考え るべき契約の単位に相違が生 じる場合がある。	複数の契約を結合すべきか、 或いは単一の契約を分割すべ きか判定するプロセスを構築す る必要がある。	単一契約を分割計上できる或 いは複数の契約を纏めて計上 できるプログラムの構築が必要 となる。	契約の締結単位が変わる可能 性がある。
	履行義務 の特定	同上	区分できる履行 義務は別個に会 計処理する必要 がある (ED第24 項)。	契約上の全ての約束した財又は サービスを識別した上で、当 該約束=履行義務が複数ある 場合に、それぞれを別個の履 行義務として区分して処理す べきか検討する必要がある。	履行義務が区分できるか判定 するプロセスが必要になる。	売上計上となる履行義務を区 分し、登録できるシステムを構 築する必要がある。	履行義務の特定が容易となる 契約形態が多くなる可能性が ある。

イメージ

欧州開示事例集

本調査研究対象論点について EU 加盟国の域内上場企業8社[Nokia、Ericsson、Alcatel-Lucent、SAP、CAP、Atos、Infineon Tec、Fujitsu Services Holdings plc]の開示事例を収録している。我が国の情報サービス企業と同様に請負契約中心の受託ソフトウェア開発企業を探索して IFRS 対応状況を確認することが狙いであったが、開示情報による調査の範囲では、必ずしも十分な結果を見出すことができなかったため、ノキア・エリクソンなども対象に含めている。

8	1.収益	fujitsu services HOLDING S PLC	3	Service delivery contracts Revenue from service delivery contracts is recognised depending upon the nature of the service provision. Recurring service delivery is recognised in line with the services delivered to the customer and related costs recognised as incurred. For certain types of non-recurring contract activities a significant event such as the occurrence of these types of activities must be recognised on occurrence of interim contract milestones. For these types of activities revenue is deferred in work-in-progress until revenue recognition criteria are met and revenue is recognised.
9	2.棚卸資産	Nokia	-	Inventoryrelated Allowances We periodically review our inventory for excess, obsolescence and declines in market value below cost and record an allowance against the inventory balance for any such declines. These reviews require management to estimate future demand for our products. Possible changes in these estimates could result in revisions to the valuation of inventory in future periods. Based on these estimates and assumptions the allowance for excess and obsolete inventory was EUR 361 million in 2009 (EUR 348 million in 2008). The financial impact of the assumptions regarding this allowance affects mainly the cost of sales of the Devices & Services and Nokia Siemens Networks segments.

3. 本調査研究方法と対象

(1) 調査研究の前提と方法

本調査研究は、平成 22 年 6 月 1 日現在で基準公表済(未適用のものを含む)の日本基準及び IFRS に基づいているので留意されたい。JISA 企画委員会財務税制部に設置した IFRS ガイドライン開発 WG(正会員:14 社[上場 11 社、上場子会社 2 社、非上場 1 社])において検討し、IFRS 対応を先行する正会員へのヒアリングも実施してまとめている。

(2) 調査研究対象

調査対象の項目(IFRS 基準)は、JISA 企画委員会財務税制部において選定した、情報サービス産業に特徴的な次の項目である。したがって、IFRS 移行時の全項目を対象としていない。

また、IFRS による影響については、項目の性格によってその構成は異なるが、ビジネス、経営管理、業務プロセス、情報システム、会計処理の観点から多角的な整理を試みた。

1. 収益認識(公開草案 顧客との契約から生じる収益)

2. 棚卸資産(IAS 第 2 号 棚卸資産)

3. 有形固定資産(IAS 第 16 号 有形固定資産)

4. 無形資産(IAS 第 38 号 無形資産)

5. リース(IAS 第 17 号 リース)

6. 資産の減損(IAS 第 36 号 資産の減損)

7. 従業員給付(IAS 第 19 号 従業員給付)

8. 引当金(IAS 第 37 号 引当金)

9. 政府補助金(IAS 第 20 号 政府補助金)

10. ジョイント・ベンチャー(IAS 第 31 号 ジョイント・ベンチャーに対する持分)

(注) 公開草案「顧客との契約から生じる収益」及びリース会計に関する公開草案の内容についても一部触れている。

調査研究対象となる情報サービス事業は、受託ソフトウェア開発を念頭に置き、IFRS と日本基準との差異の概要及び IFRS 導入時に想定される課題の概要を整理している。ただし、論点によっては受託ソフトウェア開発に留まらず、データセンター事業、ASP 事業等にも触れている。

4. IFRS が情報サービス業界のビジネスに与える主要なインパクト

本調査研究としてまとめたビジネス面での影響の一部を紹介すると次のとおり。

(1) IFRS 導入がビジネスに与える影響

- ・ユーザ企業の IFRS への移行によって会計関連の情報システムの刷新あるいは改修及びデータ移行の支援。
- ・ユーザ企業の IFRS への移行に伴う IT 統制の見直しに係る支援。
- ・ユーザ企業のグローバルな経営管理の加速化に伴って生ずると見込まれる海外子会社等での ERP 導入運用の支援。

(2) IFRS に基づく会計処理がビジネスに与える影響

- ・ユーザに提供するサービスのためにベンダーが保有しているデータセンターの設備のうち、第三者に転用がきかない特定ユーザ仕様の資産は、当該ユーザ自身の資産(リース資産)とみなされて、当該ユーザのバランスシートに計上しなければならない可能性があること。
- ・IFRSでは、1 契約300万円以下のリースの賃貸借処理が認められず、レシー(リース物件の借り手)のバランスシートに自身の資産として計上する必要が生ずること。

5. IFRS 対応における懸念・課題への認識

上記1で示した IFRS 対応の必要性は、あくまで中間報告で示された上場会社の連結財務諸表への強制適用の可能性を前提とするものである。中間報告公表以後、自らに有利な状況に導くような見通しを述べる、いわゆるポジショントークが少なからず見受けられるが、本報告書も含めてこれらに惑わされずに、IASB の IFRS 開発プロセスにおける我が国への配慮の状況や IFRS を巡る内外の諸情勢をよく見極めて対応のあり方を考えることが事業会社にとって望ましいことを改めて指摘しておきたい。

中間報告においても、「IFRS 適用に向けた課題」の項の中で「IFRS が我が国の商慣行、企業の実態を適切に反映したものとなっている必要があること、昨今のグローバルな金融資本市場の状況も踏まえた適切な基準となっていることが重要である」と述べられている。また、「将来的な強制適用の検討」の項においても、強制適用の判断要素として、任意適用期間における IFRS の適用状況、EU その他諸国の IFRS の適用状況が挙げられ、米国における IFRS の強制適用が特に重要な判断と考えられるとしている。

おわりに～基準の早期確定を

中間報告において示された平成 24 年が IFRS 対応を図る上でのタイミングであるが、強制適用が確定した場合の実務スケジュールを想定すると、確定してからでは間に合わないとの見方が多く、具体的な対応を始めるべき時期にきている。

しかし、情報サービス企業にとって影響の大きい収益認識及びリースは、公開草案の段階にあって、内容が確定していないことが対応を難しくしている。

したがって、我が国が IFRS を適用するうえで、これら IFRS 各基準の早急な確定、かつ、基準の継続的適用可能性及び経済的合理性を重視した対応を関係方面に望みたい。

以上